

平成28年度当初予算

消費税率引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障4経費
 その他社会保障施策に要する経費

【歳入】地方消費税交付金(社会保障財源化分) 576,500 千円

【歳出】地方消費税交付金(社会保障財源化分)
 が充てられる社会保障施策に要する経費 6,060,095 千円

(単位:千円)

区分	款	項	目	事業名	平成28年度 当初予算	財源内訳				
						特定財源			一般財源	
						国県 支出金	地方債	その他	社会保障財 源化分の地 方消費税交 付金	その他
社会福祉	3	1	2	障害者自立支援 給付事業費	1,201,462	894,063			56,000	251,399
	3	1	3	老人福祉事務費	135,279			39,192	17,500	78,587
	3	2	1	児童福祉法 施行事務費	1,380,986	768,829	77,200	175,499	65,500	293,958
	3	3	2	扶助費	1,056,000	794,128		1,000	47,500	213,372
	小計					3,773,727	2,457,020	77,200	215,691	186,500
社会保険	3	1	1	国民健康保険事業費 特別会計繰出金	176,140				32,000	144,140
	3	1	1	介護保険特別 会計繰出金	988,883	8,145			179,000	801,738
	3	1	3	後期高齢者 医療事業費	754,991	133,518			113,000	508,473
	小計					1,920,014	141,663			324,000
保健衛生	4	1	1	母子保健推進費	20,061	1,036			3,500	15,525
	4	1	2	予防接種費	187,448			3,000	33,500	150,948
	4	1	2	健康診査費	158,845	903			29,000	128,942
	小計					366,354	1,939		3,000	66,000
合計					6,060,095	2,600,622	77,200	218,691	576,500	2,587,082

・引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」
 に充てるものである。

・社会保障施策に要する経費とは制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための
 施策に要する経費であり、「社会福祉」、「社会保険」、「保健衛生」のいずれかに関する経費である。

・事務費、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等には充当しない。